

宇都宮大学教育学部附属学校司書教諭に関する内規

制 定 平成14年12月18日

(設置)

第1条 学校図書館法第5条第1項の規定に基づき、附属小学校及び附属中学校に司書教諭を置く。

2 司書教諭は、司書教諭の講習を修了した教諭をもって充てる。

(職務)

第2条 司書教諭は、次の専門的職務をつかさどる。

- 一 学校図書館資料の選択、収集及び提供に関すること。
- 二 児童・生徒の読書活動に対する指導に関すること。
- 三 その他の学校図書館の運営及び活用に関すること。

(任命)

第3条 司書教諭は、それぞれの学校長が命ずる。

(報告)

第4条 学校長は、司書教諭を命じた場合は、学長に報告する。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。